



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



悪意の商標登録の審査実務

Sun Bingwang

中国国家工商行政管理総局商標局

<留意事項>

- ・本資料はあくまで参考のための日本語訳であり、その翻訳内容につき発表者の了解を得たものではありません。
- ・よって翻訳に誤りのある可能性もありますので、正確な内容は原文をご参照下さい。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C

- どのような商標登録申請が「悪意ある」と見なされるのか？
- 関連する中国商標法
- 悪意ある商標の共通項と典型的な事例



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



どのような商標登録申請が 「悪意ある」と見なされるのか？

他の者の保有する商標権を強奪又は不正に使用する試み、
あるいは他人が先に取得した権利や公的資源を侵害する目的で、
誠実信用に反して商標登録を申請しようとする試み



中国商標法の関連条項

●第7条

いかなる商標の申請あるいは使用も、誠実信用の原則に基づかなければならない

●第13条

馳名商標の保護に関する条項

●第15(1)条

商標権者の代理人又は代表者が自らの名義で悪意ある商標登録申請をする場合に関する条項

●第15(2)条; 第32条

「不正な意図」に関連する条項



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



悪意ある商標の典型的な事例に共通する特徴

- 他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもの
- 他の者が既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で申請すること
- 他の者が先に取得した権利を侵害する商標の登録申請
- 授權されていない代理人又は代表者が自分の名義で被代理人又は被代表者の商標を登録すること



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



他の者の著名商標の複製，模倣又は翻訳

商標法第 13条

同一又は類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録されていない他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、混同を引き起こし易く、当該著名商標登録人の利益を傷つけることになるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

非同一又は非類似の商品について登録出願する商標は、中国で登録された他の者の著名商標を複製、模倣又は翻訳したもので、公衆に誤認させ、当該著名商標登録人の利益に損害を与えることになるときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第3009244号：ある図形商標に関する異議申立の事例

• 係争商標：



• 異議申立人の商標：



指定商品:商標区分第25類 被服

商標取消請求者 : HYX Group., Ltd

被異議申立人 : Yu Wenqing

事例の特徴:

登録されていない著名商標の保護

根拠: 第 13(2)条



第 3009244号:ある図形商標に関する異議申立の事例

この事例で認められた事実:

- 同係争商標の登録は、2001年11月1日に被異議申立人Yu Wengingにより申請され、商標局により商標分類第25類の「被服その他」の商品に使用されるものとして、2003年1月21日に許可された。
- 係争商標の申請日以前に、異議申立人は未登録の「sheep's head」の商標を、「恒源祥」ブランドと合わせて、「被服」製品において使用していた。
- この図形商標は、異議申立人が長く使用し、広告宣伝を行ってきたため、業界及び一般において著名である。

結論: 商標法第 13(2) 条が適用された

異議申立人から提出された証拠に基づき、商標法第 14条により、申請者の商標は著名であるとみなされた。係争商標は基本的に異議申立人の著名商標と同一のものであり、かつ異議申立人と類似あるいは同一の「被服その他」で使用されていたことから、この二つの商標の存在が消費者の混同を引き起こしかねないと判断。したがって、同係争商標の登録は無効となった。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第10218572号 商標「ARROW」に対する異議申立の事例

- 係争商標:
商標区分第11類の温水器における、
第10218572「ARROW」の商標
- 申立理由: 異議申立人は商標区分第
19類における先願登録商標が著名商
標であると主張
- 異議申立人の商標:

ARROW

ARROW

異議申立人からの提出証拠によると、当該商標がこの分野においては中国の一般市民に広く知られていることを示している。

係争商標である「ARROW」は温水器等の商標区分第11類に属しており、当該商標は異議申立人の商標と同一である。したがってこれは、他の者の著名商標の複製及び模倣に相当する。仮に、係争商標の保護が認められ、その商品に使用された場合、一般市民に誤解を与える可能性があり、結果として著名商標登録人の利益に損害を与える可能性がある。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



他の者が既に使用している一定の影響力のある 商標の不正な手段による申請

商標法第 32条:

商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他人の先に使用している一定の影響力のある商標を、不正な手段で先に登録することもしてはならない。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



既に使用されている未登録商標が 後続の商標登録を防ぐための必要条件

- 1.相手の商標が係争商標の出願日前に、既に使用されており、かつ影響力を有していたこと
- 2. 係争商標が、相手の商標と同一あるいは類似していること
- 3. 係争商標を使用する商品・サービスと、相手の商標を使用する商品・サービスが、原則、同一又は類似であること
- 4. 係争商標の登録申請人に悪意があること



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 10407365号 商標「EOD」に対する異議申立の事例

• 係争商標:

• 異議申立人:

Allen-Vanguard Technologies Inc.

EOD

指定商品: 商標分類第9類「防火衣類」

被異議申立人: Beijing LongAnTianChen Technology Co., Ltd.



第 10407365号 商標「EOD」に対する異議申立の事例

この事例で認められた事実:

- 異議申立人は、係争商標の登録申請日以前に、自社が生産した「防火衣類」に「EOD」の商標をこれまでも使用し、一定の影響力を得ていたことを示す証拠を提示した。
- 双方の商標は「防火衣類」商品に使用されていた。
- 被異議申立人は明らかに悪意ある商標登録申請を行った。

結論: 商標法第32条が適用された

同係争商標の登録申請は、誠実信用の原則に反するものである。当該係争商標が仮に登録され、使用されると、消費者に誤解を与えやすい。

したがって、係争商標は登録拒絶となった。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



他の者の先の権利を侵害する商標登録申請

商標法第 32条:

商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならない



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 1623365号 商標「宗庆后(Zong Qinghou)」 に対する異議申立の事例

• 係争商標:

宗庆后

• 異議申立人:

Hangzhou Wahaha Group Ltd.

指定商品: 商標区分第32類 飲料及びミネラルウォーター

被異議申立人: Wanlu Spirits Co., Ltd. (Wanlu)



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 1623365号 商標「宗庆后(Zong Qinghou)」 に対する異議申立の事例

異議申立人の主張:「Zong Qinghou」はHangzhou Wahaha Group Ltdの創始者かつ法定代理人であり、中国国内・社会において幅広く認知されている人物である。Zong Qinghou氏は浙江省及び杭州市の市人民代表大会へ代表として選出された。同氏は1993年から1999年の間、「ナショナル・ワーカー・モデル」、「中国食品業界における優れた起業家」、「中国の優れた起業家」、「中国飲料業界への卓越した貢献に与えられる賞」等、様々な栄誉ある賞を受賞している。「Wahaha」ブランドが著名になり、Zong Qinghou(宗庆后)氏がメディアで数多く取り上げられるようになってから、同氏は著名人になった。Wanluによる「飲料及びミネラルウォーター」分野での「宗庆后(Zong Qinghou)」ブランドの登録申請は、Zong氏の氏名権を侵害するものである。

被異議申立人の主張: Wanluが登録申請した商標がZong Qinghou 氏の氏名と同一であったのはあくまでも偶然である。Wanluの商標登録申請は商標法に完全に準拠したものである。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 1623365号 「宗庆后(Zong Qinghou)」 に対する異議申立の事例

この事例で認められた事実:

異議申立人の法定代理人である Zong Qinghou氏は、自らの氏名に対して法的権利を有する。Wahahaの経営において、Zong Qinghou氏は数ある称号を受けている。したがって、関連業界において「宗庆后(Zong Qinghou)」は高い評判を有し、Wanluはこれを知っていてしかるべきだったと判断される。

結論:

係争商標がZong氏の名前と同一であり、指定商品・サービスは、異議申立人の主要商品と同一又は類似している。Wanluの「宗庆后」の商標登録申請第 1623365号は、Zong Qinghou氏の氏名権を侵害する可能性がある。異議申立人の主張は認められ、係争商標は拒絶された。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



自らの名義で被代理人又は被代表者の商標を登録しようとする授權されていない代理人又は代表者

商標法第 15条:

授權されていない代理人又は代表者が自らの名義で被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、登録を拒絶し、かつ、その使用を禁止する。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている商標と同一又は類似し、出願人が、当該他人と契約関係や業務関係にある、あるいは前項に記された以外のその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 3083605号「BRUNO MANETTI」 に対する異議申立の事例

- 係争商標:

第3083605号「BRUNO MANETTI」の商標

- 異議申立人は「BRUNO MANETTI」の商標ライセンスと譲渡に関する公的な契約書を提出した。これは、被異議申立人が異議申立人の代理人として、「BRUNO MANETTI」が異議申立人のものであり、中国で「BRUNO MANETTI」を商標登録できないことについて、明らかに認識していたことを示すものである。

- 裁定:

異議申立人の主張理由が認められ、第3083605号「BRUNO MANETTI」の登録は拒絶された。

bruno manetti



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 1148218号 「娜赫曼 NACHTMANN」 商標をめぐる係争

• 係争商標:

第1148218号「娜赫曼 NACHTMANN」



• 異議申立人:

NACHTMANN

指定商品: 家庭用ガラス製品、彩色ガラス製品

- 根拠: 第 15条
- 異議申立人: Nachtmann GMBH
- 被異議申立人: Shanghai Jucheng Co., Ltd



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



第 1148218号 「娜赫曼 NACHTMANN」 商標をめぐる係争

この事例で認められた事実:

- Nachtmann GMBHは商標「NACHTMANN」の保有者である
- 両社間には販売契約が存在していた
- Shanghai Jucheng社は商標権者の許可なく、自らの名義で類似のマークを登録していた
- 両商品とも類似している

結論: 商標法第 15条が適用された。係争商標は無効になった。



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局

Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



授權されていない代理人又は代表者による登録条項の適用には、以下の条件を満たす必要がある

- (1) 係争商標登録の申請者が、商標権者の代理人又は代表者である
- (2) 係争商標は、代理人又は代表者のクライアント(代理人を雇用している者あるいは代表者でない者)が保有する商標を使う同一又は類似の商品・サービスに使用されている
- (3) 係争商標は、代理人又は代表者のクライアント(代理人を雇用している者あるいは代表者でない者)が保有する商標と同一又は類似している
- (4) 代理人又は代表者が、商標登録申請を代理人又は代表者のクライアント(代理人を雇用している者あるいは代表者でない者)から授權されていることを証明できない



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局

Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



悪意の有無認定には、以下の要素を総合的に考慮する必要がある：

- (1) 商標権者と商標登録申請者の間に、業務関係あるいは協力関係が存在したか
- (2) 商標権者と商標登録申請者の共通領域あるいは両当事者の商品・サービスが、同一の販路や範囲にあるか
- (3) 商標権者と商標登録申請者間に別の係争案件があったか否か、また双方に先使用商標の認識があったか
- (4) 商標権者（組織）の人間と商標登録申請者間で、内部のやり取りがあったか
- (5) 商標登録申請者に登録後に不当な利益を得ようとする意図があったか、商標登録申請者が誤認につながる広告出稿を行ったか、商標の先使用者に対して（商標に関する）取引や提携を強要したか、あるいは先使用者又はその他の者に対して高額で商標を開放したり、ライセンス料を要求したり、商標権者の有する商標の特定の名声や影響力の利用による権利侵害に対して補償を要求したか
- (6) 商標が他人の商標に比べ、より強い独自性を有しているか
- (7) 悪質だと見なされる事例



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局

Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



The screenshot shows the official website of the Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C. The header features the logo and the text "中國商標網" (China Trademark Network) and "Trademark Office of The State Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China". The navigation bar includes links for Home, News, Trademark Strategy, Trademark application, Trademark Enforcement, Organization, Important Announcements, International Cooperation, Laws&Regulations, Statistics, Well-known Trademarks, Trademark Agency, and Geographical Indications.

The main content area is divided into several sections:

- News:** A list of recent news items with dates, including "About against madrid internation trademark registration f..." (2011-08-31), "The Social Evaluation on Major Events and Influential Fig..." (2011-07-20), "The AICs at all levels in Yunnan strengthened the guidanc..." (2011-05-19), "10 initiatives of Xi'an AIC to intensify implementation ..." (2011-05-19), "Shaanxi AIC distributed the gist of trademark work in 2011" (2011-05-19), "Sichuan AIC distributed the gist of trademark supervision..." (2011-05-19), "Sichuan Vice Governor Huang Xiaoxiang listened to the rep..." (2011-05-19), and "Shandong achieved outstanding results in trademark work i..." (2011-05-19).
- Search:** A search bar with a "search" button.
- Organization:** Links for "About us", "Internal divisions", and "Organization chart".
- Important Announcements:** A link for "Annual Development Repo..."
- Online application:** A link for "Online application".
- Trademark search:** A link for "Trademark search".
- Trademark gazette:** A link for "Trademark gazette".
- Trademark Application Guide:** A link for "Trademark Application Guide".
- Trademark Registration Flow Chart:** A link for "Trademark Registration Flow Chart".
- Application Guide for Madrid:** A link for "Application Guide for Madrid".
- Trademark Application Forms:** A link for "Trademark Application Forms".

The footer includes sections for "Laws&Regulations" and "Trademark Strategy", each with a "More>>" link. The "Laws&Regulations" section lists "Regulations on the Protection of Olympic Symbols", "Regulations for the Implementation of Trademark...", "Implementation of International Registration", and "Rules for Trademark Review and Adjudication". The "Trademark Strategy" section lists "10 initiatives of Xi'an AIC to intensify implementat...", "Carry out national intellectual property strategy and...", and "Yunnan Provincial Government Pays Great Attention to ...".

<http://sbj.saic.gov.cn/>



中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局

Trademark Office of The Administration for Industry & Commerce of P.R.C



ご清聴ありがとうございました!

Sun Bingwang

Opposition Division of China Trademark Office

Email: sunbingwang@saic.gov.cn